みやま市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年5月11日 午後1時34分~午後2時33分

場 所 みやま市役所大会議室

出 欠 者 出席者 18名 欠席者 1名

議 事 1. 開 会

2. 付議事案

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用 集積計画の決定について

3. 協議事項

1. みやま市の地域の農業の振興に関する計画の変更に係る意見並びにみやま市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

4. 報告事項

- 1. 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 2. 使用貸借解約通知について
- 3. 非農地証明交付について
- 4. 農地法第43条第1項の規定による届出について

5. 閉 会

出席委員(18名) 会長 徳 永 順 子

議席番号	氏		名	7			議席番号	氏		名		
1番	野	田	_	德			2番	日	髙	德	久	
3番	永	江	Ξ	夫			4番	江	嵜	德	光	
5番	河	野	和	夫			6番	中	村	正	治	
7番	河	野	順	大			8番	加	藤	和	己	
9番	岡	田	佳	子			10番	木	下	正	信	
11番	松	藤		忠			12番	東		政	廣	
13番	長	岡	直	行			15番	北	原	喜	博	
16番	田	﨑		明			17番	前	原		新	
18番	松	尾	京	子			19番	德	永	順	子	

欠席委員(1名)

14番 倉 吉 大 作 出席推進委員 (17名)

座席番号	E	氏		Ż		号	氏		名	7
21番	藤	木	茂	光	22看	番	井	上	正	光
23番	髙	尾	芳	樹	24看	番	境		秀	作
25番	Щ	下	勝	敏	26看	番	釘	嶋	房	男
28番	上	原		充	29看	番	松	尾	_	則
30番	柿	原	廣	典	31₹	番	坂	梨	正	充
32番	河	野	通	成	33毫	番	Щ	下	信	介
34番	城		敬	介	35耄	番	野	中	勝	吉
36番	平	木	啓	喜	38看	番	宮	﨑	和	道
39番	坂		昌	義						

本会議に出席した事務局職員

事務局長 岡 俊幸

事務局係長 平 野 寿 美

事 務 局 東 竜 雄

事務局田中砂希

午後1時34分 開会

〇事務局(岡)

それでは、ただいまから令和5年5月定例総会を開催させていただきます。 開会に当たりまして、会長が御挨拶申し上げます。

〇会長 (德永)

〔挨拶を述べる〕

〇事務局(岡)

早速、議事に入らせていただきますが、みやま市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長が議長を務め、議事を進めてまいります。

それでは、会長よろしくお願いします。

〇議長 (徳永)

規定により、議長を務めます。皆さんの御協力をよろしくお願いします。

それでは、お手元の資料に基づきまして進めてまいります。

初めに、本日の出席委員は18名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 なお、議席番号14番倉吉委員より欠席の届けが出ておりますので、御報告いたします。

推進委員は、17名の委員に出席いただいています。

次に、会議規則第14条第2項に定める議事録署名委員の指名についてですが、本日は、議 席番号3番永江三夫委員、同じく4番江嵜徳光委員にお願いします。

また、本日の会議書記には事務局職員の平野寿美君を指名いたします。

議事に入らせていただきます前にお断りしておきます。

総会において委員が発言される場合は、議長の許可を受けた後、議席番号と氏名を言って から発言されるようにお願いします。また、個人情報保護の観点から、発言においては個人 名等の固有名詞は避けていただきますようお願いいたします。

なお、発言中に個人名等が出た場合は、職権にて削除させていただきますので御了承願います。

それでは、議事に入らせていただきます。

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明をしてください。

〇事務局(東)

整理番号1番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

〇議長 (徳永)

次に、地元委員の意見をお願いします。

〇24番(境)

4月26日、地元の河野農業委員と私の2名で現地を確認してきました。地目は畑ということでした。それと、申請人さんからのお話を受けて、私も高齢で、よかったら元気なうちに贈与したいということで、親戚関係でおいに当たるということでした。特に問題は見られませんでした。審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長 (德永)

ただいま整理番号1番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (德永)

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御異議がないようですので、議案第5号、整理番号1番を原案どおり許可することに決定 いたします。

事務局は、整理番号2番について説明をしてください。

〇事務局(東)

整理番号2番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

〇議長 (徳永)

次に、地元委員の意見をお願いします。

○38番 (宮崎)

申請書及び現地等の確認をいたしましたが、地元委員としては問題ないと思われます。皆 様の御審議をよろしくお願いします。

〇議長 (徳永)

ただいま整理番号2番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何 か御質問、御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (德永)

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御異議がないようですので、議案第5号、整理番号2番を原案どおり許可することに決定 いたします。

事務局は、整理番号3番について説明をしてください。

〇事務局 (東)

整理番号3番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

〇議長 (德永)

次に、地元委員の意見をお願いします。

O17番 (前原)

4月25日に現地を確認いたしまして、地元委員としては問題ないと思われますので、皆様 の御審議をよろしくお願いします。

〇議長 (徳永)

ただいま整理番号3番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何 か御質問、御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御異議がないようですので、議案第5号、整理番号3番を原案どおり許可することに決定 いたします。

事務局は、整理番号4番について説明をしてください。

〇事務局 (東)

整理番号4番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

〇議長 (徳永)

次に、地元委員の意見をお願いします。

○35番(野中)

申請書及び現地確認いたしましたところ、何も問題ないと思っております。皆様の御審議よろしくお願いいたします。

〇議長 (徳永)

ただいま整理番号4番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何 か御質問、御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御異議がないようですので、議案第5号、整理番号4番を原案どおり許可することに決定 いたします。

事務局は、整理番号5番について説明をしてください。

〇事務局(東)

整理番号5番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

〇議長 (德永)

次に、地元委員の意見をお願いします。

〇34番(城)

整理番号5番につきまして、4月27日に地元農業委員、推進委員で申請書及び現地等を確認しております。地元委員としては問題ないと思われますので、皆様の御審議方よろしくお願いします。

〇議長 (徳永)

ただいま整理番号5番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御異議がないようですので、議案第5号、整理番号5番を原案どおり許可することに決定 いたします。

事務局は、整理番号6番について説明をしてください。

〇事務局(東)

整理番号6番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

〇議長 (徳永)

次に、地元委員の意見をお願いします。

○35番 (野中)

現地確認し、地元推進委員としては何も問題ないと思っております。皆様の御審議よろしくお願いします。

〇議長 (徳永)

ただいま整理番号6番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何 か御質問、御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御異議がないようですので、議案第5号、整理番号6番を原案どおり許可することに決定 いたします。

事務局は、整理番号7番について説明をしてください。

〇事務局(東)

整理番号7番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

〇議長 (徳永)

次に、地元委員の意見をお願いします。

○25番(山下)

現地確認したところ、何も問題はないと思います。よろしく審議をお願いします。

〇議長 (德永)

ただいま整理番号7番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何 か御質問、御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御異議がないようですので、議案第5号、整理番号7番を原案どおり許可することに決定 いたします。

次に、議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。 事務局は、整理番号1番について説明してください。

〇事務局(田中)

整理番号1番について説明します。申請人、申請土地及び転用理由は議案書のとおりです。 農地の広がりが10~クタール未満の第二種農地に貸建設用資材置場を建設するために転用 するものです。

北は雑種地・山林・畑、西は山林、南は雑種地・畑、東は道路に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下及び周辺水路へ放流します。以上です。

〇議長 (徳永)

次に、地元委員の意見をお願いします。

○35番 (野中)

5月8日に事務局及び農業委員さんともに現地確認いたしました。周りは雑種地となっており、何も問題ないと思っております。皆様の御審議よろしくお願いいたします。

〇議長 (徳永)

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

〇農地委員長 (岡田)

5月8日に同じく現地に行きましたけれども、別に広々とした土地でしたけれども、問題ないと思います。よろしくお願いします。

〇議長 (德永)

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (德永)

御異議がないようですので、議案第6号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定 いたします。

次に、議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

〇事務局(田中)

整理番号1番について説明します。申請人、申請土地及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がりが10~クタール以上の第一種農地に自己用住宅を建設するために転用するものです。農地転用不許可の例外「集落接続」を適用しております。

北は道路、西は田、南は田、東は道路に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済 みです。

水利関係は、地元行政区長及び水利委員から無条件承諾を得てあります。

生活雑排水については、合併処理浄化槽を設置し北側水路へ放流します。

雨水排水についても北側水路へ放流します。以上です。

〇議長 (徳永)

次に、地元委員の意見をお願いします。

O21番 (藤木)

5月8日に委員さんと事務局の方々と一緒に現地を視察いたしましたが、資料や現地を見た 限りでは何も問題はないと思われますので、皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

〇議長 (徳永)

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

〇農地委員長 (岡田)

これも同じく5月8日に現地へ行きましたけれども、別に問題ないと思います。よろしくお願いします。

〇議長 (徳永)

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御異議がないようですので、議案第7号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定 いたします。

事務局は、整理番号2番について説明してください。

〇事務局(田中)

整理番号2番について説明します。申請人、申請土地及び転用理由は議案書のとおりです。 農地の広がりが10~クタール以上の第一種農地に貸し駐車場を建設するために転用するも のです。農地転用不許可の例外「既存施設の拡張」を適用しております。

北は雑種地、西は道路、南は道路、東は田に面しており、隣接農地アンケートの結果、了 承済みです。

水利関係は、地元行政区長及び水利委員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、溜桝を設置し西側水路へ放流します。以上です。

〇議長 (德永)

次に、地元委員の意見をお願いします。

〇25番(山下)

現地確認したところ、特に問題はないと思います。審議をよろしくお願いします。

〇議長 (德永)

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

〇農地委員長 (岡田)

同じく5月8日に現地に行きましたけれども、別に駐車場ということなので問題ないと思います。

〇議長 (徳永)

ただいま整理番号2番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御異議がないようですので、議案第7号、整理番号2番を原案どおり承認することに決定 いたします。

事務局は、整理番号3番について説明してください。

〇事務局(田中)

整理番号3番について説明します。申請人、申請土地及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がりが10~クタール未満の第二種農地に譲受人が行う自然環境保護事業に係る動植物の保管・試験地及び資材置場として転用するものです。

北は水路、西は宅地、南は道路、東は宅地に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長及び水利委員から被害防除に務めることを条件に承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下します。以上です。

〇議長 (徳永)

次に、地元委員の意見をお願いします。

○26番 (釘嶋)

この申請については、4月に一応申請を出しておって、その分を4月6日に一応現地確認を して、農地委員会と地元委員で確認して、その申請書の内容が一部外来植物の栽培と防除と か書いてあったので、申請を受け付けませんでした。

4月28日に再度申請されていたので、正副会長と岡田農地委員長、事務局と申請者と地元委員2人で審査会を開いてもらった上で、どうにか分かる程度の資料を提出してもらったので、何ち言うとよかかな、風水害とかに十分注意した上で許可してもいいだろうという結論に至った次第です。皆様の審議よろしくお願いいたします。

〇議長 (徳永)

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

〇農地委員長 (岡田)

これも5月8日に現地に行きましたけれども、別に問題ないと思います。何かあった場合は また説明をするということなので、それでいいと思います。

〇議長 (徳永)

ただいま整理番号3番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〇15番(北原)

そのいろいろな条件とか、具体的にはこれは、分かっておるしこでよかばってん、皆さん どげんか分かっておらんといけませんので。

〇議長 (徳永)

事務局より説明いたします。

〇事務局(岡)

御説明いたします。一応この申請について、地元委員さんとか、皆さんが心配されるような外来種を扱うというような申請でございました。ただ、よくよく聞いてみると、外来種を扱うときには環境省の許可が必要ということを確認しております。許可証がないと扱えないということで、一応それについてはまだ何を扱うかちいうとは、環境省等の委託を受けて、委託を受理した場合に扱うので、今のところ何を扱うというのはなっていないということでした。それについて、あやふやなところでこちらとしても、許可することはままならんちいうか、心配であるということで、一応そういうことがあるときは誓約書を取ることにしました。誓約書の内容をちょっと読み上げます。

「1、許可を受けた後、外来種、動植物の研究試験を行う場合に、地元及び農業委員会に情報を提供し協議を行います。 2、特定外来種を扱う場合の環境省の許可証の写しを農業委員会へ提出します。 3、転用許可後において、近傍農地等に被害が生じた場合は、誠意を持って話合い、責任を持って解決します。」と、以上、3つの点で承諾書をもらっております。始まる前にちゃんと情報を入れて、協議ばどうやったらいいか一緒にやってくださいと。ちゃんと許可を受けた上であることを証明してください。それと、被害があったときはあなたの責任としてちゃんと対応をしてくださいということで承諾書を取っているような状況です。一応こういう状況ですので、皆さんの御理解をよろしくお願いしたいと思います。以上です。

〇15番(北原)

分かりました。

〇議長 (徳永)

ほかに何か御質問、御意見。

○30番(柿原)

ちょっと恥ずかしか話になるとかもしれませんが、一応この案件は5条でちいうことです ので、転用ということやろうけんで、農地じゃなくなるわけやろう。そこで、その農地でな くなったところに農業委員会としていろいろ口出しとか、今申請しよるとかなんとかちいう、 誓約書とか出してもらうということばってん、そういうことはでくっとですかね。

〇事務局(岡)

おっしゃるとおりに、5条の申請の内容にこの誓約書という形で有効かというと、ではな

くて、お互いの申請者と農業委員会との間でそういうお約束をしたということですので、5 条申請書に県にこれをつけて出すわけじゃございません、相手方と農業委員会との誓約書で すので、これは完了した後にも有効という形でお話をしておるところです。以上です。

〇議長 (徳永)

ほかに何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (德永)

御異議がないようですので、議案第7号、整理番号3番を原案どおり承認することに決定 いたします。

次に、議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局は、議案第8号について説明をしてください。

〇事務局(平野)

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

議案書5ページを御覧ください。周年契約は、田24万8,461平方メートル、畑7万4,794平方メートル、合計32万3,255平方メートルで、件数は83件、筆数は163筆となっております。

期間借地は、田5,024平方メートルで、件数は1件、筆数は1筆です。

内容につきましては、7ページ以降に各筆別明細をつけておりますが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略させていただきます。

議案書19ページを御覧ください。あっせんに関する所有権移転は、機構からの買入れが2件、 機構への売渡しが2件となっております。内容につきましては、次のページに記載のとおりです が、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。以上です。

〇議長 (徳永)

ただいま議案第8号について説明をいたしました。

何か御質問、御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第8号は決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御異議がないようですので、議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農 用地利用集積計画の決定については、計画のとおり決定いたします。

続きまして、2. 協議事項、1、みやま市の地域の農業の振興に関する計画の変更に係る意 見並びにみやま市農業振興地域整備計画の変更に関する意見についてを議題といたします。

本日は、所管の農林水産課から出席をいただいております。

それでは、計画変更の除外、整理番号1番について説明してください。

〇農林水産課農地整備係長(益田)

ちょっと説明の前に、私のほうから御挨拶申し上げます。

本日は農林水産課より2名で出席しております。私、益田といいます。それから、隣にいるのが二宮です。どうぞよろしくお願いします。

本日、協議をお願いするのは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により、農業振興地域整備計画の変更を行う際は、「市長は農業委員会の意見を聴くものとする。」となっております。

先ほども出ましたが、本日、11案件中、除外が9件、用途区分の変更が2件となっております。農業振興地域除外の手続を行う際には、申出地が国営かんがい排水事業の受益地である場合については「農業の振興に関する変更」、その事業の受益地でない場合については「整備計画の変更」と呼んでおります。

今回協議をお願いする案件はどちらにも該当はありますので、この資料の表題のとおり併せて意見を求めますので、協議のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、担当より説明を申し上げます。

〇農林水産課農政係 (二宮)

皆さんこんにちは。農業振興農振除外の手続を担当している二宮です。どうぞよろしくお

願いします。

早速ですが、資料の説明をさせていただきます。

それでは、まず除外のほうからいきます。

除外の整理番号1番について説明いたします。

まず、資料については3ページからです。4ページより字図、そして位置図、箇所図、写真図、最後に配置図を添付しております。

場所については、瀬高町松田字大石、地目は畑、除外面積は196平方メートルとなっております。

申請理由は、転用事業者は近隣で宗教法人を営んでおり、今回、申出地に駐車場を建設するために申出を行うものであります。

以上、審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長 (德永)

この件については、正副会長と3常任委員会の委員長で現地調査を行っています。調査結果の意見をお願いします。

〇16番 (田崎)

5月1日に現地調査を行いました。お寺の駐車場の件でございます。何ら問題ないという判断でした。皆様の御審議をお願いいたします。

〇議長 (徳永)

ただいま計画変更の除外、整理番号1番について説明及び報告がありました。何か御質問、 御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問、御意見がないようです。

計画変更・除外、整理番号1番は異議なしでよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号1番を異議なしといたします。 続きまして、計画変更の除外、整理番号2番について説明してください。

〇農林水産課農政係(二宮)

除外の整理番号2番について説明いたします。資料に関しては、9ページ目からになります。めくって10ページより字図、続いて、位置図、箇所図、写真図、最後に配置図等を添付しております。

場所については、瀬高町小田字若ヶ竹、地目田、除外面積が967平方メートルの内506平方メートルとなっております。

申請理由は、転用者は近隣で農業を営んでいる者の、娘さんでありますが、今回、住宅等 を整備するために申出を行うものであります。

以上、審議をよろしくお願いします。

〇議長 (徳永)

現地調査員からの調査結果の意見をお願いします。

〇16番(田崎)

5月1日に現地調査を行いましたけど、何ら問題ないという判断でございます。皆様方の御 審議をお願いいたします。

〇議長 (德永)

ただいま計画変更の除外、整理番号2番について説明及び報告がありました。何か御質問、 御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問、御意見がないようです。

計画変更・除外、整理番号2番は異議なしでよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号2番を異議なしといたします。 続きまして、計画変更の除外、整理番号3番について説明してください。

〇農林水産課農政係(二宮)

除外の整理番号3番について説明いたします。資料については、16ページからとなっております。17ページより字図、続いて、位置図、箇所図、写真図、最後に配置図等の添付をしております。

場所については、山川町尾野字上小路、地目が畑、除外面積が147平方メートルとなって

おります。

申請の理由は、転用者は隣接地に住宅を所有しており、今回、駐車場及び物置等を整備するために申出を行うものであります。

以上、審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長 (德永)

現地調査員からの調査結果の意見をお願いします。

〇15番(北原)

隣接地の駐車場ということで、何ら問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

〇議長 (徳永)

ただいま計画変更の除外、整理番号3番について説明及び報告がありました。何か御質問、 御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問、御意見がないようです。

計画変更・除外、整理番号3番は異議なしでよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (德永)

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号3番を異議なしといたします。 続きまして、計画変更の除外、整理番号4番について説明してください。

〇農林水産課農政係 (二宮)

除外の整理番号4番について説明いたします。資料については、22ページからとなっております。

23ページから字図、続いて、位置図、箇所図、写真図、そして最後に配置図等の添付となっております。

場所については、山川町河原内字下川原、地目が田、除外面積が967平方メートルの内466 平方メートルとなっております。

申請理由は、転用者は農業を営んでいる地権者の親族であり、今回、申出地に新たに自己用住宅などを建設するために申出を行うものです。

以上、審議のほどよろしくお願いします。

〇議長 (徳永)

現地調査員からの調査結果の意見をお願いします。

〇15番(北原)

孫さんの家ということです。隣接しておりますので、何ら問題ないと思います。皆さんの 御審議よろしくお願いいたします。

〇議長 (德永)

ただいま計画変更の除外、整理番号4番について説明及び報告がありました。何か御質問、 御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問、御意見がないようです。

計画変更・除外、整理番号4番は異議なしでよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (德永)

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号4番を異議なしといたします。 続きまして、計画変更の除外、整理番号5番について説明してください。

〇農林水産課農政係(二宮)

除外の整理番号5番について説明いたします。資料については、29ページからになります。 めくって30ページより字図、続いて、位置図、箇所図、写真図、最後に配置図等の添付となっております。

場所については、高田町江浦字三開、地目が田、除外面積が2筆で1,536平方メートルとなっております。

申請理由は、転用者が近隣で産業廃棄物の中間処理業や個人としては農業等を営んでおり、 今回、申出地に新たに御自宅及び事務所駐車場、資材置場などを整備するために申出を行う ものです。

以上、審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長 (德永)

現地調査員からの調査結果の意見をお願いします。

○9番 (岡田)

この件に関しましては、5月1日に現地を見に行っておりますので、別に問題はないと思います。以上です。

〇議長 (徳永)

ただいま計画変更の除外、整理番号5番について説明及び報告がありました。何か御質問、 御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問、御意見がないようです。

計画変更・除外、整理番号5番は異議なしでよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号5番を異議なしといたします。 続きまして、計画変更の除外、整理番号6番について説明してください。

〇農林水産課農政係 (二宮)

除外の整理番号6番について説明いたします。資料については、35ページからとなっております。めくっていただきまして、36ページから字図、そして位置図、箇所図、写真図、最後に配置図等の添付となっております。

場所については、瀬高町下庄字平町、地目は畑、除外面積は858平方メートルとなっております。

申請理由についてですが、転用者は市外に住んでおりますが、今回、自己用住宅を建設するために申出を行うものであります。

以上、審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長 (德永)

現地調査員からの調査結果の意見をお願いします。

○9番 (岡田)

ここも5月1日に現地を見に行っておりますが、別に問題はないと思います。よろしくお願いします。

〇議長 (徳永)

ただいま計画変更の除外、整理番号6番について説明及び報告がありました。何か御質問、

御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問、御意見がないようです。

計画変更・除外、整理番号6番は異議なしでよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号6番を異議なしといたします。 続きまして、計画変更の除外、整理番号7番について説明してください。

〇農林水産課農政係 (二宮)

除外の整理番号7番について説明いたします。資料については、42ページからとなっております。続いて、43ページから字図、そして位置図、箇所図、最後に配置図等をつけております。

場所については、高田町飯江字宮ノ原、地目は田、除外面積は136平方メートルとなって おります。

申請理由については、転用者は農業を営んでおりますが、今回、申出地を通路として利用するために申出を行うものです。

以上、審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長 (徳永)

現地調査員からの調査結果の意見をお願いします。

○16番 (田崎)

この件についても、5月1日に現地調査を行っております。何ら問題ないということで結論 出ています。皆さんの御審議よろしくお願いします。

〇議長 (徳永)

ただいま計画変更の除外、整理番号7番について説明及び報告がありました。何か御質問、 御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問、御意見がないようです。

計画変更・除外、整理番号7番は異議なしでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号7番を異議なしといたします。 続きまして、計画変更の除外、整理番号8番について説明してください。

〇農林水産課農政係 (二宮)

除外の整理番号8番について説明いたします。資料については、48ページからになっております。続いて、49ページより字図、続いて位置図、箇所図、写真図、最後に配置図をつけております。

場所については、瀬高町大江字上下中、地目は畑、除外面積が246平方メートルの内40平 方メートルとなっております。

申請理由についてですが、転用者は隣接地に居住しており、今回、申出地を自宅用の通路として利用するために申出を行うものです。

以上、審議のほどよろしくお願いします。

〇議長 (徳永)

現地調査員からの調査結果の意見をお願いします。

〇16番 (田崎)

この件についても、5月1日に現地確認して何ら問題ないということで結論出ています。皆 さんの御審議よろしくお願いします。

〇議長 (徳永)

ただいま計画変更の除外、整理番号8番について説明及び報告がありました。何か御質問、 御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (德永)

御質問、御意見がないようです。

計画変更・除外、整理番号8番は異議なしでよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号8番を異議なしといたします。

続きまして、計画変更の除外、整理番号9番について説明してください。

〇農林水産課農政係 (二宮)

除外の整理番号9番について説明いたします。資料については、54ページからとなっております。55ページより字図、続いて位置図、箇所図、写真図、最後に配置図の添付をしております。

場所については、高田町田尻字唐木、地目が畑、除外面積は2筆で314平方メートルとなっております。

申請理由については、転用者は近隣で清掃業を営んでおり、今回、申出地に新たに駐車場及び倉庫等を整備するために申出を行うものであります。

以上、審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長 (徳永)

現地調査員からの調査結果の意見をお願いします。

〇10番 (木下)

5月1日に現場を見に行っております。何ら問題ないと考えております。審議のほどよろしくお願いします。

〇議長 (德永)

ただいま計画変更の除外、整理番号9番について説明及び報告がありました。何か御質問、 御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問、御意見がないようです。

計画変更・除外、整理番号9番は異議なしでよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号9番を異議なしといたします。 続きまして、計画変更の用途区分の変更、整理番号1番について説明してください。

〇農林水産課農政係(二宮)

用途区分変更の整理番号1番について説明いたします。資料に関しては、61ページからになります。すみません、先ほど私のほうが説明しました字図の追加は、この61ページの後ろ

につくと思っておいてください。今回追加した字図、そして、資料は続いて位置図、箇所図、 写真図、そして計画図となっております。

場所については、瀬高町小田字唐尾浦田、地目が田、用途区分変更の面積が831平方メートルとなっております。

転用者については、今回、この土地に農業用倉庫などを整備するために申出を行うものです。

以上、審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長 (德永)

現地調査員からの調査結果の意見をお願いします。

〇10番 (木下)

これも1日に現場を確認しております。何ら問題ないと思います。審議のほどよろしくお願いします。

〇議長 (徳永)

ただいま計画変更の用途区分変更、整理番号1番について説明及び報告がありました。何 か御質問、御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問、御意見がないようです。

計画変更の用途区分変更、整理番号1番は異議なしでよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御異議がないようですので、計画変更の用途区分変更、整理番号1番を異議なしといたします。

続いて用途区分の変更、整理番号2番について説明してください。

〇農林水産課農政係 (二宮)

用途区分変更の整理番号2番について説明いたします。資料については、66ページからとなっております。67ページより字図、続いて位置図、箇所図、写真図、最後に計画図となっております。

場所については、山川町尾野字南十三塚、地目が畑、用途区分変更の面積は648平方メー

トルとなっております。こちらについては、今回、イチゴの出荷場を整備するために申出を 行うものです。

以上、審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長 (徳永)

現地調査員からの調査結果の意見をお願いします。

〇10番 (木下)

これも同じく1日に現場を確認しておりますが、何ら異常ないと思いますので、皆さん方の審議をお願いいたします。

〇議長 (徳永)

ただいま計画変更の用途区分変更、整理番号2番について説明及び報告がありました。何 か御質問、御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問、御意見がないようです。

計画変更の用途区分変更、整理番号2番は異議なしでよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御異議がないようですので、計画変更の用途区分変更、整理番号2番を異議なしといたします。

以上で協議事項は終了しましたので、農林水産課の皆様は退場されます。ありがとうございました。

〔農林水産課 退場〕

〇議長 (徳永)

それでは続きまして、3.報告事項です。

報告事項、第1号について、事務局は説明をお願いします。

〇事務局 (平野)

農地法第18条第6項の規定による通知について、賃貸借解約の届出が14件出されております。内容については、自作が5件、設定が8件、転用が1件となっております。以上です。

〇議長 (徳永)

ただいま報告事項、第1号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御 質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問がないようですので、報告事項、第1号をこれで終わらせていただきます。 報告事項、第2号について、事務局は説明をお願いします。

〇事務局(平野)

使用貸借解約通知について、使用貸借解約の届出が4件出されております。内容については、設定が2件、所有権移転が2件となっております。以上です。

〇議長 (徳永)

ただいま報告事項、第2号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御 質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (德永)

御質問がないようですので、報告事項、第2号をこれで終わらせていただきます。 報告事項、第3号について、事務局は説明をお願いします。

〇事務局(平野)

非農地証明交付について、1件の交付を行っております。令和5年4月25日に総務委員、地元委員及び事務局で確認を行っております。以上です。

〇議長 (德永)

ただいま報告事項、第3号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御 質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問がないようですので、報告事項、第3号をこれで終わらせていただきます。 報告事項、第4号について、事務局は説明をお願いします。

〇事務局(平野)

農地法第43条第1項の規定による届出についてです。底面をコンクリートで覆った農作物 栽培高度化施設を建設するための届出1件を受理しております。令和5年4月10日に地元委員 及び事務局で確認を行っております。現地・書類ともに問題なしと判断しております。以上です。

〇議長 (徳永)

ただいま報告事項、第4号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御 質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問がないようですので、報告事項、第4号をこれで終わらせていただきます。 これをもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。 長時間にわたりありがとうございました。

午後2時33分 閉会